

指定学校変更・区域外就学

希望者は申請を

市立学校の通学区域(学区)は住所地で定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情があつて学区以外

の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。

指定学校変更および区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件に関する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する*1	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育している	○	○
児童ホームに通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である	○	○
日本語指導などの支援を必要とする	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
特別支援学級就学に伴う場合	○	—
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する	○	—
入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する	○	—
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する*1*2	○	—

\*1 成田中学校では教室に余裕がないため、この要件での変更はできません。  
\*2 市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります。

指定学校変更 市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立学校への通学を認める

区域外就学 市外に住む児童・生徒に対して、市立学校への通学を認める

新1年生(義務教育学校の新7年生)の指定学校変更  
来年度、市立学校へ入学する新

1年生で指定学校変更を希望する人は、11月30日(月)までに学務課(市役所5階)へ申し出てください。受付開始日は次の通りです。

○小学校(義務教育学校の前期課程を含む)：9月上旬に送付する就学時健康診断の通知が届いた日

○中学校(義務教育学校の後期課程を含む)：8月3日(月)

部活動を理由とした指定学校変更

指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校へ通学を希望する人は、8月17日(月)～9月30日(水)に学務課(市役所5階)へ申し出てください。

指定日に親子で部活動を参観してもらい、意思確認を行います。卒業まで部活動を継続することが条件となり変更は認められません。※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

農業用施設の水路

事故を起こさないために

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や夏休み

期間は子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。

水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。 ※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

国家戦略特区による規制緩和

NPO法人の設立手続きを迅速化

地域のさまざまな課題に取り組むNPO法人の設立を促進するため、市が内閣府に提案した「NPO法人の設立手続きの迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例の適用」の内容が認められました。

NPO法人の設立認証手続きのうち、通常は1カ月間かかる申請書類の縦覧期間が、特例の適用により2週間に短縮されます。

設立認証手続きは、県環境生活部県民生活・文化課(☎043・223・4137)で受け付けています。

※くわしくは国家戦略特区推進課(☎20・15006)へ。

## 受水槽の非常用給水栓

### 設置前に申請を

市営水道を使用している共同住宅などで受水槽を設置している場合、災害時に受水槽の水道水を利用できるように非常用給水栓を設置できます。設置には事前に申請が必要です。

条件などは市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0160\\_00007.htm](https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0160_00007.htm))で確認してください。  
※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

## 合併処理浄化槽

### 設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台

所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。また、毎年の維持管理に伴う費用への補助もあります。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

## スズメバチの巣

### 駆除に補助金を交付

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。交付を受けるには事前の申し込みが必要です。



補助額＝巣の駆除にかかった費用の2分の1以内(上限5万円)  
※くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

## 全国瞬時警報システム

### 防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(Jアラート)とは、自然災害に関わる特別警報など、国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行っています。放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)で確認することができます。

日時：8月5日(水)午前11時

## 放送内容「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりたです」、防災行政チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

## 農産物などの放射性物質検査

### 食の安全を確認

市では、農産物などの安全確認を行うため、県と協力して放射性物質検査を実施しています。

検査結果は市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300\\_00001.htm](https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page164300_00001.htm))に掲載いたします。

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

## 夏の省エネルギー対策

### 身近なことから実践を

夏場はエアコンの使用などにより、多くのエネルギーが消費されます。身近でできる省エネを心掛けてみましょう。

○室温は28℃を目安に体調を考慮

しながらエアコンの温度設定をする

○エアコンのフィルターを小まめに掃除する

○エアコンの室外機付近に物を置かないようにし、屋根などを付けて直射日光を避ける

○電気機器の電源は入れたままにせず、長時間使わないときはプラグを抜く

○冷蔵庫は整理整頓して効率的に利用する

○煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する

○風呂は続けて入浴し、できるだけ追いだきをしな

○シャワーなどを使うときは節水

を心掛ける

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

## 今月の納期限

7月31日(金)

- ①固定資産税(第2期)
- ②国民健康保険税(第1期)
- ③後期高齢者医療保険料(第1期)
- ④介護保険料(第1期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

# 市長日誌

6月16日(火)～30日(火)

16日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(23・30日)
17日	かとり農業協同組合給食用食料贈呈式 議会運営委員会 全員協議会
19日	総務常任委員会 6月定例市議会閉会
28日	国際交流協会総会 市民憲章推進協議会総会・感謝状贈呈式
29日	成田市農業協同組合給食用食料及びマスク贈呈式



国際交流協会総会であいさつ(28日)

公園内での花火

近隣の迷惑になります

公園内で大きな音のする花火を... ※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

マイナンバーカードの活用

国では、マイナンバーカードを... ※くわしくは、マイナポイントに

市町村振興宝くじ 8月14日(金)までサマージャンボ宝くじ... 宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。

(チャージ)をした場合に、マイナポイント... ※くわしくは、マイナポイントに

マイキーIDの設定などに対応したスマートフォンやパソコンがない人は、行政資料室(市役所1階)のパソコンを使用できます。

画政策課(☎20・1500)へ。 プラスチック製容器包装

正しく分別を

新型コロナウイルス感染症の影響により、テイクアウトや出前などの利用者が増えています。

テイクアウトや出前などに使われているビニール袋やプラスチック製容器は資源物(白色の指定袋)なので、次のことに注意して正しく分別しましょう。

- プラマークが付いていることを確認する
○汚れやにおいが取れないか確認する
○汚れやにおいが取れない物は可燃ごみとして出す
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

空き家バンク

物件を有効活用しませんか

市では、空き家(戸建て)の所有者と利用希望者をつなぐ空き家バンクを開設しています。

空き家バンクは、物件情報を市に登録することで空き家バンクホームページ(http://www.akiya-navi.com/unari\_akiya\_bank)などに公開され、利用希望者を募ることができる制度です。

農地の転用

許可や届け出が必要ですが

農地の転用について、次の場合は許可や届け出が必要です。
○宅地・駐車場・資材置き場などに転用する
○埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用する
違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。
※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

公共下水道の汚水管

雨水を流さないで

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。

汚水管に大量の雨水が入るとポンプ場の排水能力を超え、道路上のマンホールから汚水が噴出する原因になります。
汚水管に雨水を流さないでください。
※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
○市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html)
○防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai\_narita)
○なりたメール配信サービス(事前登録が必要)
右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス